

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法要綱

第一 機構の目的

(第一条関係)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

第二 定義

(第二条関係)

一 この法律において「通信・放送・郵便事業」とは、次に掲げる事業をいうものとする。

1 電気通信事業（電気通信設備を他人の通信の用に供する役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）

2 放送事業（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信の役務を提供する事業をいう。）

3 郵便事業（信書その他の郵便物の送達の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）
4 1から3までに掲げる事業が提供する役務の需要の開拓に寄与する事業その他の1から3までに掲げる事業と密接に関連する事業であつて、1から3までに掲げる事業と事業上の損益の全部を共通にするもの

二 この法律において「対象事業」とは、海外において行われる通信・放送・郵便事業又は海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業をいうものとする。

第三 数

（第三条関係）

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

第四 株式の政府保有

（第四条関係）

政府は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこととする。

第五 株式、社債及び借入金等の認可等

（第五条関係）

機構は、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならぬこととする。

第六 政府の出資

(第六条関係)

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができることとする。

第七 設立

(第八条から第十三条まで関係)

機構の発起人は、機構の設立に際して総務大臣の認可を受けなければならないことその他所要の規定を整備すること。

第八 取締役等

(第十四条及び第十五条関係)

機構の取締役等は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないことその他機構の取締役及び監査役について所要の規定を整備すること。

第九 海外通信・放送・郵便事業委員会

一 設置

(第十六条関係)

機構に、海外通信・放送・郵便事業委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。

二 権限

(第十七条関係)

委員会は、次に掲げる決定を行うこと。

1 対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定

2 株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

3 重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決

定

三 組織及び運営

(第十八条及び第十九条関係)

委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織すること、委員会に委員の互選による委員長を置くこと、委員会の定足数を委員の総数の三分の二以上とすること、委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決することその他所要の規定を整備すること。

第十 定款の変更

(第二十二条関係)

機構の定款の変更の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。

第十一 業務の範囲

(第二十三条関係)

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 対象事業者に対する出資
- 二 対象事業者に対する基金の拠出
- 三 対象事業者に対する資金の貸付け
- 四 対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
- 七 対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- 八 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- 九 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- 十 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘

密の開示

十一 十に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 一から十三までに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十五 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供

十六 一から十五までに掲げる業務に附帯する業務

十七 一から十六までに掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

第十二 支援基準

(第二十四条関係)

総務大臣は、機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「支援基準」という。）を定めるものとする。支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないこととする。

第十三 業務の実施

一 支援決定

(第二十五条関係)

機構は、対象事業支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定しなければならないこと、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないこと、総務大臣は当該認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないこととする。

二 支援決定の撤回

(第二十六条関係)

機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならないこと。

1 対象事業者が対象事業を行わないとき。

2 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

三 株式等の譲渡その他の処分等

(第二十七条関係)

機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとする

きは、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないこと、平成四十八年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないこととすること。

第十四 国の援助等

一 国の援助等

(第二十八条関係)

総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこと、総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力をしなければならないこととすること。

二 財政上の措置等

(第二十九条関係)

国は、対象事業支援その他の対象事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととすること。

第十五 財務及び会計

(第三十条から第三十三条まで関係)

機構は、毎事業年度の予算を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならないこと、機構の剰余

金の配当その他の剰余金の処分の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと、政
府は、機構の債務について保証契約をすることができるとその他所要の規定を整備すること。

第十六 監督

(第三十四条から第三十六条まで関係)

機構は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督すること、総務大臣は、第五の認可等をしよ
うとするときは、財務大臣に協議しなければならないことその他所要の規定を整備すること。

第十七 解散等

(第三十七条関係)

機構は、第十一の一から十七までに掲げる業務の完了により解散することとする。

第十八 雑則

(第三十九条関係)

総務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、
又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ
ることができることとする。

第十九 罰則

(第四十条から第四十六条まで関係)

機構の取締役等につき、所要の罰則を整備すること。

第二十 附則

(附則関係)

この法律の施行期日を定め、機構の設立に伴う所要の経過措置を設けることその他所要の規定を整備すること。